

令和7年6月吉日

お客さま各位

当座勘定規定改定のお知らせ
(出金票による当座預金からの払戻しの取扱開始について)

平素よりあかぎ信用組合をご利用いただき、誠にありがとうございます。

このたび、「手形・小切手の全面的な電子化」に向けた対応として、出金票による当座預金払戻の取扱いを開始することに伴い、下記の通り当座勘定規定を改定いたします。

今後もより一層のサービス向上に努めてまいりますので、引き続きご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 取扱開始日

令和7年7月1日（火）

2. 改定内容

出金票による当座預金の払戻しの開始

詳細につきましては、(別紙)の「新旧対照表」をご参照ください。

3. 払戻し方法

当組合所定の出金票に所定事項（日付、口座番号、おなまえ、金額等）を記入し、お届け印を押印のうえ窓口にご用命ください。ただし、お取引は口座開設店舗に限ります。

また、来店者さまの本人確認、預金者さまへの意向確認をさせていただく場合がございます。

4. その他

ご不明な点は、営業店窓口までお問合せください。

以上

(別紙)

当座勘定規定「新旧対照表」

改 正 後	現 行
第7条（手形、小切手の支払等） （１）、（２）略 （３）当座勘定の払戻しは、次のいずれかの方法で行ってください。 <u>A 届出または登録の印章により、当組合所定の出金票に記名押印して提出する方法。</u> <u>B 小切手を使用する方法。</u> <u>（４）前項の払戻しに出金票を使用する場合には、当該当座勘定の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認等の手続きを求めることがあります。</u> <u>この場合、当組合が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行わないことがあります。</u>	第7条（手形、小切手の支払） （１）、（２）略 （３）当座勘定の払戻しの場合には、小切手を使用してください。 （追加）
第12条 （１）当組合が受取るべき貸付金利息、割引料、手数料、保証料、立替費用、その他これに類する債権が生じた場合には、小切手または出金票によらず、当座勘定からその金額を引落すことができるものとします。	第12条 （１）当組合が受取るべき貸付金利息、割引料、手数料、保証料、立替費用、その他これに類する債権が生じた場合には、小切手によらず、当座勘定からその金額を引落すことができるものとします。
第13条（支払保証（削除）） 小切手の支払保証はしません。（削除）	第13条（支払保証に代わる取扱い） 小切手の支払保証はしません。<u>ただし、その請求があるときは、当組合は自己宛小切手を交付し、その金額を当座勘定から引落します。</u>
第18条（印鑑照合等） （１）手形、小切手、<u>出金票</u>または諸届け書類に使用された印影または署名（電磁的記録により当組合に画像として送信されるものを含みます）を、届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうへは、その手形、小切手、<u>出金票</u>、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。 （２）（３）略	第18条（印鑑照合等） （１）手形、小切手または諸届け書類に使用された印影または署名（電磁的記録により当組合に画像として送信されるものを含みます）を、届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうへは、その手形、小切手、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。 （２）（３）略